

## 特別職報酬等審議会の答申による議員報酬の推移について

三重県議会議員の議員報酬は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成8年1月に現行額になって以降、平成14年12月26日、同17年12月26日、同18年12月27日の答申では、いずれも据え置きが適当であるとの判断が示されている。

(単位:千円)

適用年月日		H. 6. 1. 1	H. 8. 1. 1	(H. 15. 1. 1)	H. 18. 4. 1	H. 19. 4. 1
議 長	報酬月額	970	1,020	1,020	1,020	1,020
	改定額	50	50	0	0	0
	改定率	5.43%	5.15%	0.00%	0.00%	0.00%
副議長	報酬月額	860	900	900	900	900
	改定額	40	40	0	0	0
	改定率	4.88%	4.65%	0.00%	0.00%	0.00%
議 員	報酬月額	800	830	830	830	830
	改定額	40	30	0	0	0
	改定率	5.26%	3.75%	0.00%	0.00%	0.00%
(参考) 知 事	給料月額	1,280	1,310	1,310	1,290	1,280
	改定額	60	30	0	△20	△10
	改定率	4.92%	2.34%	0.00%	△1.53%	△0.78%
(参考) 副知事	給料月額	1,010	1,030	1,030	1,020	1,010
	改定額	50	20	0	△10	△10
	改定率	5.21%	1.98%	0.00%	△0.97%	△0.98%

※ 平成14年12月26日の特別職報酬等審議会答申では、「特別職の報酬等の月額は、現行の額を据え置くことが適当である。」とされており、報酬等の改定がなかったことから、H. 15. 1. 1は（ ）で表示している。